

在学中の長期履修申請について

現代社会文化研究科に在籍している学生（4月進級者）のうち、令和8年度長期履修（新規/短縮/延長）を希望する学生は、下記の要領に基づき、申請してください。

※長期履修とは、修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的な履修を認める制度です。

記

1. 対象者

長期履修制度の対象者は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む）
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 心身に障がいがある者
- (4) その他研究科が長期履修の必要があると認める者

2. 長期履修の期間

博士前期課程：既に在学している期間を含め、3年または4年

博士後期課程：既に在学している期間を含め、4年または5年

3. 申請方法

長期履修を希望する者は、次の申請書類を学務係に提出してください。

- ① 長期教育課程履修申請書（所定用紙）または長期教育課程履修期間変更申請書（所定用紙）
 - ②勤務先の在職証明書等※
 - ③返信用封筒（長形3号：住所氏名等記載、110円切手貼付）
- ※上記1の（2）～（4）に該当する者は、必要書類について担当までお問い合わせ願います。

4. 申請期限

令和8年2月13日（金）まで（必着）

5. 結果通知

申請者に対し、3月上旬頃に結果を通知します。

なお、履修期間の短縮が許可された者は、授業料の差額を納める必要があります。手続きの詳細は結果通知に同封します。

6. 申請に当たっての注意事項

- ①在籍中に長期履修を許可された場合は、年間の授業料が変わります。詳細は、別紙を参照してください。
- ②この制度は、認められた長期履修期間内に、いつでも学位論文を提出して修了できるというものではありません。長期履修期間の最終在学年以前の学位論文申請は受けられません。
- ③短縮する場合は、必ず長期履修終了日の2年前の提出期限までに申請し、手続を完了させる必要があります。学位論文が完成した等の理由で長期履修期間を短縮申請し、その年度に修了するということは認められません。
- ④在籍中に申請（又は延長申請）する場合は、最終在学年に進級する1年前の提出期限までに申請してください。最終在学年になってから、学位論文が完成しないという理由で、長期履修申請（又は期間延長申請）をすることは認められません。
- ⑤不明な点については、学務係へ問い合わせてください。

以上

【本件担当】
〒950-2181
新潟市西区五十嵐2の町8050番地
新潟大学人文社会科学系大学院学務係
TEL: 025-262-6826
FAX: 025-262-7457
E-mail: jimugen@cc.niigata-u.ac.jp